



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成24年1月1日
第219号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏

編集責任者 副支部長 鈴木 勝

発行所 名古屋税理士会昭和支部

印刷所 共生印刷株式会社

謹賀新年





新

春

の

ご

挨拶

の



支部長 鈴木 朋宏

新年あけましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は我が国にとって歴史上経験したことのないと言われるほどの大災害に見舞われました。始めに東日本大震災で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧、復興を祈念申し上げます。また原発事故による放射能漏れは、特に幼い子供たちに、より大きい影響があると言われています。将来を担う子供たちの健やかな成長なくして明るい未来は望めません。政府に対し十分な対応を望みたいと思います。

昨年はこの東日本大震災もあり政治、経済、社会生活などに不安定な状況が続きました。特に経済面ではユーロ圏の金融不安や急激な円高、株安も加わり昨年初頭から比べても深刻な落ち込みとなりました。特に我々の関与する中小企業の多くは先の見えない経営をいまだ余儀なくされています。

この様な状況の中で、唯一の税の専門家としての税理士が担う役割はますます重要となってきています。

ロ ン ド 輪 舞 曲

あけましておめでとうございます。

新たな年が始まりました。正月とは旧年が終わった事に感謝し、新しい年の多幸(豊作)を祝う行事とされています。

平成23年を振り返ると大変な年でした。東日本大震災、それに伴う原発事故等々、日本という国が大きく変わってしまいました。また震災以後、日本人の価値観も大きく変化したと言われています。夫婦や家族の絆が改めて見直され、人との繋がり・コミュニティを大切に思う意識が高まり、未婚者の結婚したいという意識が高まったとも言われています。

震災後の政府の動きが遅いと言われる中、自衛隊の命がけの活動に声援が上がり、多くのボランティアが自主的な活動を興し、また救援に対し多くの寄付が集まり、

日税連では税理士法改正への対応、租税教育の推進、書面添付制度の普及・定着、電子申告の利用率向上などに対して取り組んで行くと考えております。これらの施策の実現と我々個人の研鑽を通じて、税理士がますます国民にとって身近で頼れる存在となり、中小企業を中心に国民生活を側面から支えて行かなければなりません。

昭和支部では昨年5月の定期総会でご承認いただきました事業計画に基づき会務を進めてまいりました。昨年は、例会時の研修の他に夜間研修会の開催、電子申告の個別相談会や国税庁ホームページからの電子申告研修の開催などを通じて研修機会の増加を図りました。また、松山・道後方面への一泊支部研修旅行、夏季懇話会、知多方面への日帰り研修旅行などを開催し会員相互の親睦を深めることができました。新年を迎え、いよいよ確定申告期の無料相談が始まります。これは税務支援の一つであり、税理士制度を支える重要な施策です。繁忙期に誠に申し訳ありませんが、ご協力を宜しくお願いいたします。

支部新役員が承認されてから、まだ任期二年の半ばにも来ておりません。支部役員全員が一丸となって、任期終了まで会員のための会務を心がけたいと考えております。変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆様にとって良い年となりますよう、ご活躍とご健勝を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

国民一人ひとりが自分のできることは何かと考えたのも大きな意識の変化だと思います。また「絆」という字をこれまでになく目にしました。

しかし、震災後の意識の変化は時が経つにつれ以前に戻るのかもしれませんが。ある程度落ち着いてくれば、人との関わりが面倒になり「絆」という言葉が減っていくのでしょうか。仕方がないことですが、でも一人ひとりが心の隅に、今回の災害からの教訓を少しでも意識し続けられればと心から願います。

笑ってばかりいられない世情ですが、「笑う門には福来る」正月ぐらいいかに笑って福を呼び込みたいものです。一日も早く「がんばれ日本」が終わり、「大丈夫だ日本」と言える日が来ることを願います。

(鈴木 博文)

新春特集

新年に想う 年男・年女

昭和3年生まれ

森野 弘 (6月25日生)

私の職業 税理士に感謝

新たな年を迎え、会員の皆様と共に、健康でお仕事ができることを心から喜び感謝申し上げます。今後ともご指導、ご厚誼の程お願い申し上げます。先日、本年、私が年男であることを知らされて、大変嬉しく喜びの反面、学歴もなく独学で勉強した末の達成感を想い、更に残り少ない人生を、もう暫く税理士の仕事を続けられることを、本心で願っております。

私の社会人としての生活は、戦中、戦後から現在に至るまで、税の道一途に、社会環境の変化に無事順応し現在があることに、幸運さを感じながら、お世話になった多くの方々、特に職業とした税務に関わるご指導いただいた諸先輩の方々のお陰であることに、深甚なる感謝の思いでございます。

私は終戦の年17才で税務職員として就職、以来66年税務から離れることなく過しました。この間、税制の変遷と変革は、大戦中の源泉課税制度の実施から、戦後の財産税、賦課課税から申告納税への転換、青色申告制度創設、各税基本通達の公開、取引高税創設廃止、会計税務申告用コンピュータの普及、消費税制度の創設、税務電子申告の採用など多くの法制度の変革がありました。申告納税制度で、納税者の自主申告の公平さには必要な、公開各税基本通達の存在は税務申告の実務上影響は大でありました。

私は、昭和31年2月許しを得て税理士事務所を創業、職業とし納税者各位の求めに応じて、税務行政の円滑な運用と税理士業務の遂行に努力してまいりました。税法の理念である納税者有利の原則的立場をうけ、定められた税法の特色である、看做す規定、例外規定、但書、なお書、加えて租税特別措置等を理解し、適法な制度の選択及び救済的宥恕規定の恩恵をも享け、適切な納税義務の履行を支援することに努力してまいりました。

他方、事業者の仕事の実態を見聞し、製造業から建設業、輸送業、販売業、サービス業など数多くの業務実態についての知識を物好きな性格で勉強できました。税理士としては当然に必要ですが、私自身の実生活でこれらを活用でき、お陰で生活面に大いに貢献したということについて、大変嬉しく、税理士の仕事で得た知識で私の生活の助けになったことに感謝しております。

会員の皆様、税理士は、職業としての社会的尊敬と信頼を受けており、自信と誇り持って業務に精励されますことを、心より祈念いたしております。



昭和15年生まれ

伊藤 貞夫 (12月24日生)

節目の歳を迎えて

昭和15年12月24日に生を受けて今年が6回目の辰年を迎えることになりました。我ながら好くまあはるばると来られたものかなとの思いと、そう言えば疲れも取れにくい訳だと最近では納得しています。人生の節目は、青春、朱夏、白秋、黒冬と渡って行くとするインドの思想があります。ある先輩が、過日、人生は60歳(還暦)からです。60にして志を建て、70にしてその志に励み、80にして志を全うし、90にして休むをモットーにしていると、とある会報で述べておられました。

いやー「むべなるかな」注

自分はその志をその歳に立てたかやと思えば特段のことはなかったように思えます。一つあるとすれば、今まで読むとすれば仕事に関係ある書物とを考えていましたが、それだけではつまらないと思いい、題名は知っていましたがいつか読もうと思っていた本を、ジャンルに拘らず読破することにしました。まだ月2ないし3冊の遅ペースですが、パールバックの「大地」スタインベックの「怒りの葡萄」トーマス・マンの「魔の山」ドストエフスキーの「カラマーゾフの兄弟」司馬遼太郎の「坂の上の雲」、小品ではありますがヘルマン・ヘッセの「車輪の下」などを読了して多くの感銘を受けることができました。

この歳中には大佛次郎の絶筆となった「天皇の世紀」全12巻に挑んでみます。明治維新が如何にしてなされたか豊富な史料を基に作者が渾身の力を込めて書き上げた意気込みが伝わってきます。原文のままの書簡による記述が多いため読みづらい点もありますが頑張りたいと思っています。

注「むべなるかな」

大辞泉によれば、もっともなことである。



新春特集

新年に想う 年男・年女

昭和27年生まれ

後藤 吉正 (3月14日生)

「60歳を迎えて… 死ぬまで生きるぞ!」



いよいよ60歳を迎えることとなりました。私の年齢もこの記事により公表されます。「へえ、吉正先生そんな齢だったのか…」と想像していただけに嬉しいです。何しろ私のモットーはフットワークの良さです。

60年を振り返ってみると、自分の思うように生きてきました。

大学生活は4年間東京でエンジョイし、卒業後は名古屋のデパートに勤めましたが再度勉強がしたくなり、公務員を目指して大学院法学研究科に入学。晴れて公務員となり、名古屋市役所へ入りました。それなりに充実した公務員生活でしたが、このままで人生終わらたくないと再発起し、税理士の勉強をしました。

平成12年名古屋市役所を退職して、税理士登録しました。早朝は弁当屋でアルバイトしながら、友人の会計事務所実務を勉強し、2年後の平成14年、50歳の誕生日に開業しました。

思い起こせば、開業して10年。こうして税理士として仕事をさせて頂けるのも周りの皆さんのお陰です。

23年間の公務員生活から一変、自営の道に入ったのですが、後悔はありません。顧客は「0」からのスタートでしたが、先の不安よりワクワク感が大きかったのを覚えています。最初に顧客になって頂いたのは娘の幼稚園のPTA役員友達です。「お困りごとはありませんか?」というタイトルで案内も出しました。あとは知り合いからや異業種仲間の紹介です。こうしてみると、人と人との「繋がり」が大切であると改めて感じます。

私の好きな作家、池波正太郎の言葉に「人は確実に向かいつつある死に向かって己の生を充実させなければならぬ」があります。人は生きている間「修行」…死を迎える時「よくがんばったなあ」そう思える人生にしたいものです。

60歳を迎える平成24年に同じ支部の会員事務所を承継することになりました。これが第3の出発点、新たな挑戦にエネルギーが湧き上がってきます。

昭和39年生まれ

鷲田 智砂 (9月25日生)

「48年目から」



あけましておめでとうございます。

「新年に想う」というお題をいただきまして、年女として過去48年をふりかえりつつ今後の展望を想わせていただくこととします。

短大を卒業した後、東証一部の上場企業に入社。しかし、当時はOL(現在も存在するのでしょうか?)という扱いで、明らかに同期の男の子達より仕事ができるという評価をもらいつつも内勤事務職。何度も課長部長に訴えるも叶わずあきらめ結婚退社。

子供ができると、聖子ちゃんやアグネスチャンも叩かれたように当時は母親が仕事をやるなんてとんでもないという風潮。

夫も切り捨て、親とも絶縁し自分の人生を生きることにしました。(まだ小さい子供は私の一部でしたから連れていきましたが。)

お父さんの役割とお母さんの役割と、全部やりながら、税理士試験を受けました。その間、私を雇ってくださった昭和支部の故鶴田鉄弥先生、千種支部の故鈴木正男先生には本当にお世話になり色々教えていただきました。

そして、現在。

なんとか食べていけるようになり、元夫(もとおつと)とも親とも仲良く食事できるようになりました。自分で家も買って、気に入った車も買ってささやかに幸せです。

この3月に息子が大学を卒業し、来年には娘も大学を卒業します。彼らの下宿代など生活費にかかっていた大量のお金も必要なくなります。

今後の人生、48年目からは、社会貢献的に仕事をしていくつもりです。今まで色々な方に私が支えていただいたように少しでも誰かの助けになりたいと思います。

新春特集

新年に想う 年男・年女

昭和51年生まれ

米津 覚登 (2月5日生)



明けましておめでとうございます。

今年は、辰年。私も、三回目の年男となりました。

「辰（龍）」は十二支の五番目にあたりますが、唯一伝説の生き物です。なぜ、ひとつだけ架空の動物が選ばれたのか、その理由は定かではありませんが、古代中国では、龍は虎と同じぐらい身近な動物で、かなりの人々に実在すると信じられていました。また、龍は皇帝を表し、権力の象徴として崇められていたことから、十二支に加えられたのも自然なことだったように考えられています。

さて、12年前の辰年は、ちょうど2000年でありました。

当時の私とは言いますと、まだ学生の身であり、若さゆえ、年越しは、友人とナガシマスパーランドにてカウントダウン。テンションも最高に上がった中、新年を迎えました。そして、夜中じゅう乗り物に乗った後、干支にあやかって「竜泉寺」にお参りをし、帰宅しました。今年も竜泉寺は、初詣で賑わいそうですね。

早いもので、あれから一回り。何とか税理士資格を取得し登録、開業をすることができました。また、結婚もして、二児の父となりました。

ただ残念なことといえば、体重が8キロ増え、お腹がずいぶんポッコリしてしまったことと、得意のスポーツであったスキーに10年近く行ってないことです。雪が降って、ゲレンデの環境がバッチリ整う頃、私たち税理士業は最も忙しい時期に突入するわけですから、足が遠のいてしまうのも仕方ありません。それでも今年こそは何とか、子どもたちを雪山デビューさせ、華麗な滑りを披露できたら…。それが、まず今年の1つめの目標です。

『龍の雲を得たるがごとし』

そんな言葉もありますが、雲に乗ったような勢いのある一年になるよう、今年も頑張りたいと思います。宜しくお願い致します。

11月の支部研修

(平成23年11月11日開催)

「改正消費税の要点解説
～消費税改正によって実務はこう変わる～」

講師：税理士 永橋 利志氏



1. はじめに

近年、消費税率の引き上げについて新聞等で話題になっている。しかし実務上は、平成22年度・23年度税制改正による影響について、留意する必要がある。

2. 平成22年度・23年度税制改正に至る経緯

最近の消費税の改正の特徴として、会計検査院の指摘に基づいて改正がなされている点があげられる。基準期間制度や事業者免税点制度の悪用については、消費税導入当初から問題視されており、会計検査院が継続して指摘を行っていた。

その結果、平成22年度改正においては自販機節税（課税売上割合を意図的に操作することにより、アパート建設に係る課税仕入れ等について、その税額の還付を受ける。）に対応するための見直しですが、平成23年度改正においては人材派遣会社の

関係会社を利用した不正行為(関係会社に従業員を移籍して、本来仕入税額控除の対象とならない給与等を外注費にすり替え、消費税の負担を免れる。)に対応するための見直しが行われた。

3. 平成22年度税制改正の要点

①事業者免税点制度の適用の見直し(消費税法第9条、12条の2)

(イ)課税事業者を選択して調整対象固定資産の仕入れ等をした場合

課税選択の強制適用期間(課税事業者選択の効力が生じた課税期間の初日から2年を経過する日までに開始した各課税期間)中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、課税事業者選択不適用届出書を提出することができない。

(ロ)新設法人等が調整対象固定資産の仕入れ等をした場合

新設法人(その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人)が、その基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度は適用されない。

②簡易課税制度の適用の見直し(消費税法第37条)

①の規定が適用される課税期間については、簡易課税制度不適用届出書を提出することができない。

③罰則の見直し(消費税法第64条、65条、66条)

消費税に係る罰則に関し、脱税犯・秩序犯に係る法定刑の引上げ等が行われた。

4. 平成23年度税制改正の要点

①免税事業者の要件の見直し(消費税法第9条の2)

次のいずれにも該当する場合には免税事業者となる。

(イ)基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること

(ロ)特定期間における課税売上高が1,000万円以下であること

特定期間とは、個人事業者については、その年の前年1月1日から6月30日までの期間をいい、法人については、原則としてその事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間をいう。この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度について適用される。

②95%ルールの見直し(消費税法第30条)

その課税期間の課税売上割合が95%以上であっても、課税売上高が5億円を超える場合には、課税仕入れ等の税額の全額を控除することができない。この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

実務上は、課税資産の譲渡等にもみ要するもの(課税売上対応の課税仕入れ等)・その他の資産の譲渡等にもみ要するもの(非課税売上対応の課税仕入れ等)・課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(共通対応の課税仕入れ等)の区分に留意すべきであり、特に共通対応の課税仕入れ等について注意が必要である。

区分した上で個別対応方式と一括比例配分方式の有利選択を行うが、まず個別対応方式の選択について検討し、続いて一括比例配分方式の選択について検討することが望ましい。

③「仕入控除税額に関する明細書」の添付義務化(消費税法施行規則第22条)

この改正は、平成24年4月1日以後に提出する還付申告書から適用される。

(研修部 中尾奈央)

12月の支部研修

(平成23年12月8日開催)

I. 「償却資産(固定資産税)について」

講師：金山市税事務所 固定資産税課償却資産係
水野永久 係長



1. 申告書の提出期限及び提出先

提出期限：平成24年1月31日(火)

提出先：償却資産の所在する区ごとに、申告書・種類別明細書を作成し、①栄市税事務所②ささしま市税事務所③金山市税事務所の固定資産税課償却資産係へ提出する。

2. 種類別明細書について

前年までに申告されている資産すべてが印字されているので、前年中に異動があった資産を加除修正して、申告する。異動がない場合は「2. 増減なし」欄を○で囲む。

3. 固定資産税と法人税・所得税との取扱いの比較

償却計算の期間、評価額の最低限度等相違点があるため注意する。

II. 「平成23年分 年末調整について」

講師：昭和税務署 法人課税第七部門
飯田浩二 統括国税調査官

1. 改正事項

①扶養控除の見直し



・16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止
⇒扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族となる

・16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止

⇒特定扶養親族の範囲が19歳以上23歳未満の扶養親族に変更された

②同居特別障害者加算の特例措置の改組

・同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円に改組

③給与と所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例は、所用の経過措置を講じたうえで、22年12月31日で廃止

2. 扶養控除等の留意点

外国人の労働者の場合、扶養親族の確認は、戸籍がない場合が多いので婚姻証明書や出生証明書、国外送金依頼書の控え等で確認する。

扶養親族の所得オーバーや扶養控除の重複控除が多く見られるので、扶養控除等申告書を再度確認する。扶養控除等申告書は7年間保管する。

3. その他

扶養控除等申告書は必ず平成23年分を使用すること。11月初めに送られているものは平成24年分の扶養控除等申告書なので、裏面の老人扶養や特定扶養などを判定する生年月日が一年ずれてしまう。また特定扶養親族は学年で判断せずに、生年月日にて確認すること。

Ⅲ. 「綱紀監察講話」

講師：名古屋国税局 総務部
津崎典久 税理士監理官



1. 綱紀監察の趣旨・背景

国税庁は、「税理士業務の適正な運営の確保」として、「申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士法に基づき、税理士に対する適切な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努める」という基本的考え方を示している。

2. 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士の理念

3. 税理士法第2条(税理士の業務)

税理士法52条「税務代理」「税務書類の作成」「税務相談」は、税理士の「無償独占業務」である。

4. 税理士法第41条(帳簿作成の義務)

実態調査の際、業務処理簿を確認する予定である。

5. 税理士法第41条の2(使用人等に対する監督義務)

使用人その他の従業者が税理士業務を行う場合や、長期にわたり同じクライアントを担当する使用人等が独立した公正な立場でなく、クライアントの立場を重視した処理をする場合が多々ある。

6. その他

税理士の無申告、巨額脱税が報告されている。税理士制度の使命を改めて認識してもらいたい。

(研修部 森 千草)

電子申告個別相談会 開催報告

(平成23年10月19日開催)

電子申告推進特別委員会では初の試みとして、支部事務局において「電子申告個別相談会」を開催しました。

昨年度までのアンケート結果から、どのような準備をしたらよいのか、パソコンのセキュリティへの不安に対する疑問が多くありました。そのような疑問を解消し、電子申告を始めていただく一助となればということでこの個別相談会を開催しました。



当日は午前・午後合わせて3名の会員が相談にいらっしました。パソコンを持参された方には、実際にカードリーダーの設定やe-Taxソフトのインストールのお手伝いとその利用の仕方を説明し、またお持ちにならなかった方にはこちらで準備したパソコンで操作方法の説明等を行いました。参加された方には日税連情報システム委員会が作成した「税理士のためのまんがでわかる国税電子申告入門～イータクくんがゆく!」、 「e-Tax 操作マニュアル」、e-Taxソフトや各メーカーのカードリーダーのドライバ等を書き込んだCD-ROMを渡しました。

また1月24日には第2回個別相談会の開催を予定しています。前回は日程の都合などでご参加いただけなかった会員の方、お待ちしております。

(電子申告推進特別委員会)

支部夜間研修

(平成23年11月16日開催)

「労使間における諸問題」

～トラブル解決の為の制度と事例の解説～

講師：特定社会保険労務士
位田 達哉氏



I 紛争解決の為の制度

1. 個別労働紛争とその解決手段

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との紛争が増加している。

その解決手段としては、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん、労働審判、裁判制度がある。労働基準監督署(監督課)は、労働基準法を中心とした労働関係諸法令への違反かどうかを判断することが業務の為、そうでない場合(例えば、解雇の有効・無効の判断)には有効な解決機関とはならない。

2. 紛争調整委員会によるあっせんとは

弁護士等の学識経験者である第三者(紛争調整委員会)が入り、双方の主張の要点を確かめ、調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度である。

あっせんは、一人のあっせん委員により行われ、1回の話し合いで紛争の解決を図る。しかし、あっせんが不調に終わった場合は、労働審判等に移行する。

あっせんは、労働審判等と異なり費用や資料の収集等の負担が少ないため、あっせんの通知を受取った場合にはあっせんに参加し紛争の解決を図ったほうがよい。

3. 労働審判について

労働審判は、平成18年4月1日から始まった制度で、解雇や給料の不払いなどの事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルを、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度である。

労働審判は、労働審判官(裁判官)1人と労働関係

に関する専門的な知識と経験を有する労働審判員2人で組織された労働審判委員会により行われ、原則として3回以内の期日で審判し、問題の解決が図られる。しかし、労働審判に対して当事者から異議申立てがあれば、労働審判はその効力を失い労働審判事件は訴訟に移行する。

II 税理士先生に知っておいて頂きたい個別労働紛争対応上の留意点及びその予防

1. 労働条件通知書についての留意点

労働基準法上の試用期間は14日であり、この日数を超えると解雇をする場合に解雇予告をする必要がある。また、期限の定めのある雇用契約を結んだ場合に契約期間の途中で解雇する場合には残期間の給与を払う必要があり、逆に契約更新をしないまま雇用を継続すると期限の定めのない雇用契約とあつかわれる。

2. 整理解雇に関する留意点

整理解雇については、人員整理の必要性、解雇回避努力義務、被解雇者選定の合理性、手続きの妥当性の4要素について、その妥当性と説明責任が求められる。

3. 長期病欠者に関する留意点

傷病による休職については経過期間を定め、復職を認める場合の治癒の明確化が必要である。また、療養期間中の解雇については、不当解雇に該当する。

4. セクハラ・パワハラ

セクハラについては、あっせん申請が行われた場合に雇用均等室がすべて扱う。セクハラの問題が起こった場合に会社は、被害者・加害者双方から公平に事情聴取し早期に対応する必要がある。また、パワハラについては、客観的に認められない場合が多いため過剰に反応する必要はない。

5. 労働契約の解消は…

労働契約の解消については、労働者の自己都合による退職、勧奨による合意退職、会社都合による解雇という順番で進めることが重要である。

III 最近多発しているメンタルヘルス不調関連について

1. 病気への理解

主なこころの病気には、うつ病・新型うつ、躁鬱病(双極性障害)、気分変調性障害、パーソナリティ障害、身体表現性障害、パニック障害、統合失調症がある。症状によっては、医師が正確な診断書を書かない場合があるので注意する必要がある。

2. 復職等

職場復帰(リワーク)支援事業を活用することも1つの手段である。

(研修部 庭瀬千明)

電子申告実践研修会に参加して

(平成23年11月18日開催)



名古屋東税務署OA会議室での実践研修会は平成21年11月より5回行なわれ、すべて参加することができました。今回は昭和税務署個人課税第1部門の橋村氏に講師になって頂き、国税庁のホームページの確定申告作成画面から、説明を受けながら進んでいきました。こんな機能があったの？改良されたの？使い勝手がいいんだ。ふ～ん、知らなかった…。例題の申告（給与所得、年金所得、医療費控除）まで進むと、えっ1回目から大筋同じ内容だったの……？？今回は解らない点を質問することができました。解らない事が解らなかったのです。アナログで仕事していた頃は元帳を手書きし、試算表を作成し、借方、貸方



合計が合わず四苦八苦。申告書、別表はカーボンで複写……肩がこりました。アナログ頭

の子は学習して慣れるしかないのだとつくづく思いました。研修会後半 e-Tax ソフトからの法定調書の作成です。私にとっては難題の切り出し、組み込みの説明を受け、今回は理解できました。



さて、平成22年11月の研修後に法人の電子申告開始（ベンターのソフトで）。平成23年1月の研修後は e-Tax ソフトをインストールし、研修会テキストとにらめっこで利用者ファイル、法定調書作成。切り出し、組み込みして送信しました。顧問先様の了解を得て、確定申告コーナーで利用届けを出し、申告。その後、専給の変更届、消費税の届出の送信にもトライしました。受信通知が来るたびに「すご～い、できた。頑張ったね！」と自分を褒めて。今年は個人市民税申告にトライしようと思ってます。1つ1つ、こつこつと。

去年の無料相談電子申告を担当させて頂いたのですが、納税者を長時間待たせる失態。ネットが途中で切れて……。保存してなくて入力し直し…の繰り返しで。でも大丈夫。5回研修受けたのだもの。完璧？慣れると簡単なんだ！なんてまだ思えないですが、アナログ頭の私がここまで頑張れました。ひとえに電子申告推進特別委員会の皆様のおかげです。感謝。感謝。

(平野 雅子)

平成23年「税を考える週間」行事報告

11月13日の日曜日にイオン八事店にて昭和税務連絡協議会のイベントの一環で税金クイズ・無料税務相談を行いました。



当日は秋らしい好天に恵まれ、朝から多数の買い物客で店内がにぎわっていました。会場には税理士会の新しいマークの入った幟も立て、当日の空と同じ真っ青のお揃いの法被で呼びかけを行いました。その効果もあってか、税金クイズのコーナーは長蛇の列で大盛況でした。税金クイズは、選択問題やパズルなど6種類から自由に選ぶことが出来、年齢層も最初は若い奥様が多かったのですが、しばらくすると子供さんも参加され、気がつけばお年を召した方々も楽しそうにパソコンを操作していました。



無料税務相談では3名の会員が相談員を担当し、医療費控除・住宅取得資金贈与・準確定申告の相談など、内容は多岐に渡っていました。なかでも、年金受給者で毎年国税庁のHPにある『確

定申告書等作成コーナー』を利用して印刷をした申告書で提出をしている方が、e-Taxによる提出はどのようにするのかとか、今年住宅ローン控除の申告が必要な方がインターネットでの提出が出来るのかといったように、電子申告についての相談も数多くあり、テレビCMなど広報活動の成果とともに納税者の税に対する関心の高さを実感しました。



国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、税務行政への理解と信頼を高めていただくために様々な広報・広聴活動を行っています。今年のテーマは、『税の役割と税務署の仕事』で、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT化・国際化に対する諸施策について紹介と、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供しています。

私も税理士として納税者の税や税制に対する疑問に少しでも応えられるよう、改めて『税を考える』きっかけになった一日でした。



new members



日進3班

林 寛晃

皆様はじめまして、この度日進市で開業することとなり、昭和支部へ入会させて頂きました。

今まで勤務してきた事務所は比較的小規模な個人事務所ではありましたが、税務のみならず上場企業からの依頼によるM&A等にも携わることができました。経験した全てのことが今後役に立つとは思いませんが、一つ一つの経験の積み重ねが自分の礎になっていると思っています。

税理士を目指したきっかけは、大学卒業時が就職氷河期と言われていた時代で、就職も難しいから何か資格を取り手に職をつけようと思い、もともと数字が好きだったため税理士を目指しただけでした。いざ税理士試験の勉強を始めると、計算問題の反復練習、条文・理論の暗記と苦しいものでした。実際何度も後悔しました…。ですが、税理士業務に就くと、勉強と実務の違いに驚くと同時に新鮮さと新しい知識を得た喜びがありました。今は税理士という仕事は自分の天職だと思い、税理士を目指して良かったと思っています。

街中には空室・テナント募集と書かれているビルをよく見かけ、それだけ会社の数・営業所の数等が減っており経済の沈滞を物語っているように思えます。震災の影響もこれから出てくるとされるこの厳しい時代に、開業して良かったのだろうかと不安に思うこともありますが、自分が決めたことなので、死に際に「我が生涯に一片の悔い無し」と言えるよう頑張っていきます。

まだ税理士としては未熟でありますので、諸先生方からご指導ご鞭撻を賜りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。



昭和3班

小川 博次

はじめまして、この度23年9月に昭和支部に新規入会させていただきました小川博次です。

名古屋国税局税務相談室勤務を最後に退職し、自宅(昭和区)で開業することになりました。

勤務期間40年弱のほとんどを所得税調査担当として勤務し、税務相談室では、所得税の他資産税も担当し相談勤務をしていました。

相談事務を通じ税法知識の習得に努めましたが、年のせいか記憶力が低下し、特に実務経験のない資産税の専門的質問項目は身につかず、記憶したつもりでもすぐ忘れ、覚え直しの繰返しでした。

他税目の相談は別の者が担当し、接することはありませんでした。開業後は全部の税目を一人で対応する必要があり、少なくとも一般的他税目を含め、今後一層自己研鑽し、習得に努める必要があると気を引き締めている毎日です。

「不況が長引き、税理士を取り巻く環境も厳しく、その中で開業することは特に努力が必要だ」との助言を頂いております。

知識、経験共に未熟者です。税務等に関する様々なニーズに対応すべく、一層の自己研鑽に努める覚悟です。また、支部の業務についてはできる限り協力をしていきたいと思っております。

何卒皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

new members



昭和2班

廣 米秀

名古屋税理士会昭和支部会員の皆さんこんにちは、私の名前は「廣」と申します。

私は税務の職場に数十年間勤務し、その間ほとんど法人税事務に従事しており、四日市税務署を最後に今年の7月に退職しました。現在、三重県の員弁郡に住んでいます。現職時代に昭和税務署には2度勤務させて頂きました。そういう意味では、初めての税理士業務で多少不安もありましたが、昭和支部に入会させて頂いたことで税理士先生方に知り合いの方も多く、安心しているところです。今後は、皆さんのお力添えを得ながら一つ一つ経験を積んで行きたいと思えます。

税理士業務を始めてから、ここ数か月クライアント等の方々と接して日本の景気の悪さを痛切に感じています。会社の経営状態にもよりますが、こんな時、税理士としてどんな役割を持って経営者等に適切なアドバイスをしていくのが良いのか？ということを感じさせられている今日です。経験豊富な先生方はきっと良いアイデア・アドバイスがお有りのことと思えます。

最後になりますが税理士になった以上、今後は会発展のため一つでも多く貢献していくべき努力をして参りたいと思えますので、今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。



天白6班

三輪 英史

この度、平成23年9月に税理士登録をさせて頂きました三輪英史と申します。現在、天白区の遠藤優臣税理士事務所の補助税理士として勤務しております。

私は三重県出身で名古屋市内の大学卒業後、一般企業に就職し、大阪で勤務しておりました。就職当時はその会社で勤め上げるつもりで入社しましたが、体を壊してしまったため退職し、以前から興味があった税理士を目指すこととし、数多くの皆様のご支援もあって税理士資格を取得することができました。

昨今、会社を取り巻く環境が厳しい中、増税が叫ばれているため、お客様の税に関する関心も一段と高くなっているように感じられます。また、お客様の税理士に対する質問も税に関するものだけでなく、様々な相談内容が寄せられます。そのため、いかにお客様の税理士に対する期待に答えられるかを日々考えながら業務に取り組んでおります。

私生活では、10年以上前から所属している軟式野球チームへの参加を再開しました。チームへの参加当初は、ほぼ出席していましたが、税理士試験の勉強等で時間的な余裕がなくなり、ここ5年程は年に数回程度でした。やっと税理士試験からも開放され、税理士登録手続も終わりましたので、10月から再開したところ、2回目でききなり肉離れになってしまい、近年の運動不足に気づかされるとともに日々の体力維持が大事だと痛感したところです。

まだまだ税理士として一步を踏み出したばかりで、未熟な点が多々あると思えますが、税理士としての自覚を持ち、支部集会、研修会等に積極的に参加していきたいと思えますので、昭和支部の皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い致します。

【11月の月例会集會】

平成23年11月11日(金)午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 確定申告期における閉庁日対応について
2. 東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限の周知協力依頼
3. 相続税及び贈与税の震災特例法に係る更正の請求について
4. 所得税の予定納税(第2期分)の納税について
5. 予定納税の減額申請について
6. 長久手町の市制変更について

7. 適用額明細書の提出について

8. 平成23年度の青色決算書の送付について

(支部より連絡事項)

研修部：今後の研修予定について

税対部：確定期税務相談について

厚生部：支部日帰りバス研修旅行について

総務部：今後の予定について

【12月の月例会集會】

平成23年12月8日(木)午後1時30分より 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 更正の請求期間の延長等について
2. 居住者(永住者)に係る国外所得の申告について
3. 申告書に添付する「財産及び債務の明細書」の作成について
4. 平成23年分確定申告期における閉庁日対応について
5. 資産課税関係各種おたずねの送付について
6. 国家公務員倫理法・倫理規定について

7. 「税理士等事務員名簿」等の提出依頼について

8. 「申告書等の控え」の返送について

(支部より連絡事項)

税対部：確定申告期における無料税務相談の割付発送について

総務部：幹事会会場等の案内について

支部事務局の年末年始休暇について

今後の予定について

《昭和支部 幹事会》

平成23年12月8日(木) 17時30分より
メルパルク NAGOYA

審議事項

平成24年度支部研修旅行について

承認事項

準会員入会承認の件

報告事項

支部事業中間報告

支部会計中間報告

【編集後記】

「ロコモ」って何？

近年「メタボ」より「ロコモ」という言葉が注目を集めています。「ロコモティブシンドローム」の略で、別名「運動器機能低下症候群」(足腰が弱るかもしれない症候群)。

片脚立ちで靴下がはけない人は「ロコモ」の可能性大です。50歳ぐらいから筋肉は落ちるといいますが、ロコモ予防に効果的なのは

・バランス感覚を鍛える(開眼片脚立ち)

・お尻や太ももを鍛える(スクワット)

最大の予防は普段の運動習慣との事なので日頃から「筋トレ」を意識しつつ、いつまでも健康に毎日を過ごしたいものです。

(水野敬子)

訃 報



酒井 邦之 先生

日進3班

平成23年10月24日ご逝去 享年46歳
平成7年5月22日 税理士登録



堀本 周三 先生

東郷1班

平成23年11月15日ご逝去 享年100歳
昭和43年1月10日 税理士登録